

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、高橋誠志監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥した。

平成21年12月1日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

- 1 監査対象団体 株式会社かほく・上品の郷
- 2 監査期間 平成21年9月2日から平成21年12月1日まで
- 3 監査対象範囲 平成20年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行及び指定管理者制度について
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 今回の監査は、平成20年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行及び指定管理者制度について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。  
なお、軽微な事項については別途指導した。